

はるな苑ナースコール更新整備業務仕様書

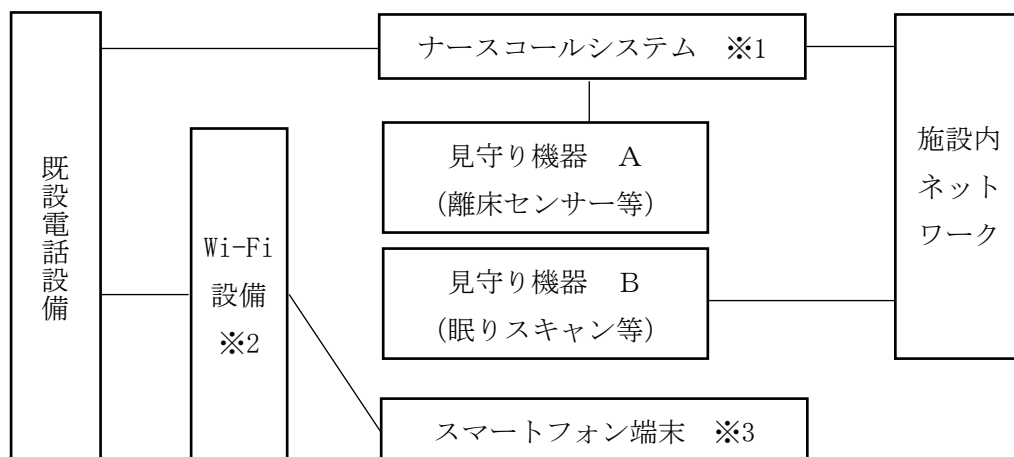
本仕様書は、特別養護老人ホームはるな苑のナースコールシステム更新整備に係る必要事項を定めるものである。

1 業務概要

現行ナースコール（アイホン製）の老朽化に対応するため、既設電話設備と連動するナースコールシステムの更新整備を行う。この際、介護業務の改善となるようなナースコールシステムに更新する。

2 更新イメージ

施設内に整備した Wi-Fi 環境を利用して、見守り機器やナースコール端末と連動させるとともに、既存の電話設備を通じた内線・外線網を構築する。また、介護ソフトと接続可能にすることや、将来の対応として、新たな見守り機器（眠りスキャン、見守りカメラ）など多様なシステムとの連動ができる、最新型で拡張性の高いシステムを構築する。



※1 ナースコールシステムは、既存の見守り機器と連動し、既設電話設備を通じてスマートフォン端末と連動する。

※2 ナースコールシステムと既設電話設備と連動させるものとする。（スマートフォン端末から内線電話及び外線電話が可能など）

※3 スマートフォン端末により、利用者や見守り機器からの呼び出しを確認し、迅速な対応が可能。

3 設置工事完了期限

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 更新概要

(1) ナースコール設備

① 更新後のナースコール設備は、より迅速な介護管理支援を実現し、介護職員の負担軽減に資するものであること。

② 既存のナースコール制御機、ナースコール親機並びに、居室内・外、トイレ内・外及び浴室内・外のナースコール機器・表示灯の更新を行うこと。

なお、1階に関してはナースコール設備を廃止することから、ナースコール親機や浴室、トイレ等の子機、表示灯等に化粧パネル等を設置すること。

③ ナースコール制御装置

ア) ナースコールは、IPもしくはデジタル式であること。

イ) 通話単位は、1ベッド1回線の呼出通話ができる機能を有すること。

ウ) 既存の電話設備や、見守り機器との連動ができる機能を有すること。

エ) 制御装置は、障害時等の影響を最小限とし安全性を確保すること。

④ ナースコール親機

ア) ナースコール親機は、卓上型又は壁掛け型で、1台で2ユニット（21室）を管理できること。また、ユニット毎に呼出音を分けるなど任意で設定できることが望ましい。

イ) ナースコール呼出時は、表示画面上に呼出種別（通常呼出、センサー呼出等）部屋番号、利用者名等を表示する機能を有すること。

ウ) ナースコール呼出と見守り機器呼出（センサーコール）の表示色や音色を分けることができる機能を有すること。

エ) 呼出時の音色を複数種類から選択して設定できること。

⑤ 表示灯（居室外、トイレ、浴室）

ア) ナースコール呼出時は、呼出種別に合わせて点灯色が変わり、呼出の緊急度を分かりやすく伝えるものであること。

イ) 居室内の離床センサーなど、見守り機器で利用者の異変を検知した場合は、点灯色でわかりやすく伝えるものであること。

⑥ ナースコール子機

ア) 居室用子機は、利用者の状況に応じて、押しボタン式、握り押しボタン式などに差し替えが可能であること。握り押しボタンは、握るだけで呼出をする機能を有し、誤呼出を防止するための工夫ができる構造であること。

イ) 居室コンセントは、ナースコール呼出コンセント、復旧ボタン、子機用ハンガーを有すること。

ウ) ナースコールと見守り機器（センサーコール）を呼び分けするための分配機器を接続すること。

エ) トイレ・浴室用呼出ボタンは、復旧ボタンでその場で復旧できる機能を有すること。

オ) 防まつ仕様以上の機能とすること。

⑦ スマートフォン端末との連携

ア) はるな苑が用意するスマートフォン端末計32台（アンドロイド又はios）に連携できるよう必要なアプリ等を用意すること。

イ) ナースコール呼出時に、端末の表示画面に呼出種別、部屋番号等を表示させる機能を有すること。

（2）既存他社システムとの接続

- ① 既存の電話設備と接続し、スマートフォン端末で応答ができること。
- ② 既存の見守り機器（離床センサーなど）と連動できること。
- ③ 既存の設備・機器との連動に必要な機器等がある場合は、本契約に含めること。
- ④ 既存の電話設備等を使用するため、機器の再設定が必要な場合は、現行の保守業者と連携し、設定作業を実施すること。
- ⑤ 接続に係る費用については、本契約に含めること。

（3）介護ソフトとの連動

- ① 既存介護ソフト（ウチダエスコ(株)・絆 Core）へのアラート履歴の取り込みや、端末からの入力などの連動ができること。
- ② 連動する場合は、介護ソフトベンダーとの間で十分協議し設定すること。
- ③ 連動に係る費用は、本契約に含めること。

5 設置作業

（1）設置内容

- ① 既存設備の設置状況及び既設配線状況は、現況を調査し確認すること。なお、契約締結後、既存設備の設置状況及び既設配線状況を確認する必要性が生じた場合は、苑担当者と協議のうえ行うこと。
- ② ナースコール親機の設置、接続、運用設定、動作試験及び調整を行うこと。
- ③ 制御機の設置、接続、機能データ入力、動作試験及び調整を行うこと。
- ④ 居室内、居室外、トイレ、浴室内のナースコール機器・表示灯の設置、接続、動作試験及び調整を行うこと。
- ⑤ 端末の運用設定、試験、調整を行うこと。
- ⑥ ナースコール設備及び既設電話設備、Wi-Fi 設備間の接続、動作試験及び調整を行

うこと。

- ⑦ 不要になった既設機器は、全て撤去・処分すること。

(2) 設置条件

- ① 配線は天井裏隠蔽配線とし、配線の引き回しは、既設配管を有効活用すること。また、配線を行う際、区画や壁の貫通工事がある場合は、適切な処置を行うこと。やむを得ない場合は、壁にモール等を敷設する方法によるものとし、事前に苑と協議すること。
- ② 事業者は、事前に当苑と十分な打ち合わせを行い、スケジュール管理に万全を期すること。
- ③ 設備入替期間中は、既存又は新設ナースコール設備のいずれかに接続し、設置期間中のナースコール機能が停止しないようにすること。
- ④ 作業中は、粉塵の飛散には十分注意し、汚損しないよう適切に養生を行うこと。
- ⑤ 作業に伴う電力の使用については、原則として、施設内のコンセントを無償で利用できるものとする。
- ⑥ 納入・搬出経路については、施設管理運営上の支障がないよう十分に留意し、苑の承諾を得ること。
- ⑦ 作業車、運搬車等、敷地内における車両の駐停車については、事前に苑の承諾を得ること。

(3) その他

- ① 事業者は、自社若しくはその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力でない者であること。
- ② その他、設置作業の詳細については、あらかじめ苑担当者の承諾を得ること。

6 完成図書

設置完了後は、速やかに完成図書を提出すること。完成図書とは、「完成図面もしくは相当するシステム構成図」、「機器完成図」、「現地試験成績書」等とする。

7 注意事項

- (1) 既存の配線等には十分に注意し、破損等した場合は現状復帰すること。また、生じた損傷は、受注者の負担による復旧をすること。
- (2) 施工にあたっては関係法規を遵守し、誠実な対応を取ること。
- (3) 作業終了時に清掃を行うこと。

8 機器数量等

ナースコールシステム更新整備の機器構成は以下のとおりとする。

機器明細	指定機器型番	台 数
ナースコール制御装置	【アイホン】・NLX-3XE 又は 【ケアコム】・BZM-002EX	一式
ナースコール親機	【アイホン】・NLX-MBUD 又は 【ケアコム】・BZP-40EX	4 台
ナースコールコンセント ナースコール子機（居室）	【アイホン】 ・コンセント：NL-CS2 ・子機：NLR-8 又は 【ケアコム】 ・コンセント：BA-307 ・子機：RB-826	84 台
ナースコール子機（トイレ） ナースコール子機（浴室）	【アイホン】・NLR-72H 又は 【ケアコム】・BT-314ZR	トイレ：47 台 浴室：7 台
表示灯（居室・トイレ）	【アイホン】・NLR-4F 又は 【ケアコム】・BL-673	居室：84 台 トイレ：24 台
復旧ボタン（居室・トイレ用）	【アイホン】・NLR-2 又は 【ケアコム】・BR-303	居室：84 台 トイレ：24 台
ナースコール集合表示灯（浴室）	【アイホン】・NLX-6S-3T 又は 【ケアコム】・BL-504WZC	2 台